条約

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定をここに公布する。

御名御璽

平成二十四年一月二十五日

内閣総理大臣　野田　佳彦

条約第二号

経済上の連携に関する日本国とペルー共和国との間の協定

目次

前文
第一章　総則
第一条　自由貿易地域の設定
第二条　他の協定との関係
第三条　地域及び地方の政府
第四条　一般的定義
第五条　透明性
第六条　公衆による意見提出の手続
第七条　秘密の情報
第八条　審査及び上訴
第九条　腐敗行為の防止に関する措置
第十条　一般的例外
第十一条　安全保障のための例外
第十二条　租税
第十三条　一時的なセーフガード措置
第十四条　委員会
第十五条　連絡部局
第十六条　実施取極
第二章　物品の貿易
第一節　一般規則
第十七条　適用範囲
第十八条　定義
第十九条　物品の分類
第二十条　内国民待遇
第二十一条　関税の撤廃又は引下げ
第二十二条　非関税措置
第二十三条　輸入許可手続
第二十四条　行政上の手数料及び手続
第二十五条　輸出税、手数料その他の課徴金
第二十六条　関税上の評価
第二十七条　農業輸出補助金
第二十八条　価格帯制度
第二節　セーフガード措置
第二十九条　一般規定
第三十条　二国間セーフガード措置
第三十一条　条件及び制限
第三十二条　調査手続
第三十三条　暫定的な二国間セーフガード措置
第三十四条　通報
第三十五条　協議及び補償
第三十六条　見直し
第三節　他の規定
第三十七条　物品の貿易に関する小委員会
第三章　原産地規則
第三十八条　定義
第三十九条　原産品
第四十条　完全に得られる産品
第四十一条　原産資格割合
第四十二条　原産資格を与えることとならない作業
第四十三条　累積
第四十四条　僅少の非原産材料
第四十五条　組み立ててないか又は分解してある産品
第四十六条　代替性のある産品又は代替性のある材料
第四十七条　セット
第四十八条　附属品、予備部品及び工具
第四十九条　小売用の包装材料及び包装容器
第五十条　船積み用のこん包材料及びこん包容器
第五十一条　間接材料
第五十二条　積送基準
第五十三条　原産地証明
第五十四条　原産地証明書
第五十五条　遡及して発給される原産地証明書
第五十六条　原産地証明書の再発給
第五十七条　原産地申告
第五十八条　認定輸出者
第五十九条　通報
第六十条　関税上の特恵待遇の要求
第六十一条　輸入に関する義務
第六十二条　原産地証明の有効性
第六十三条　補助的な文書
第六十四条　文書及び記録の保管
第六十五条　軽微な誤り
第六十六条　確認手続
第六十七条　罰則